

令和 4 年度 事業計画書

社会福祉法人八広会

特別養護老人ホーム和翔苑
短期入所生活介護事業所和翔苑
高齢者在宅サービスセンター和翔苑
和翔苑指定居宅介護支援事業所
ヘルパーステーション和翔苑

目 次

◇ はしがき	．．．．． 3
◇ 社会福祉法人 八広会	．．．．． 4
◇ 各事業の年度目標と各部署の目標	．．．．． 5
◇ 特別養護老人ホーム和翔苑	．．．．． 8
◇ 短期入所生活介護事業所和翔苑	．．．．． 20
◇ 給食の基本方針	．．．．． 21
◇ 高齢者在宅サービスセンター和翔苑	．．．．． 25
◇ 和翔苑指定居宅介護支援事業所	．．．．． 33
◇ ヘルパーステーション和翔苑（訪問介護）	．．．．． 35

はしがき

令和3年度の和翔苑では、事業計画の通り感染対策を行いながら利用率の回復に努めてまいりました。8月まで稼働が回復せず空床が多くなっていましたが、9月より稼働が向上し、現在満床に向けてあと一步というところまで参りました。

令和3年度では利用者の新型コロナウイルス感染は認められず1年を終えることができました。令和4年度は感染対策を続けながら数値目標の達成を行っていきます。又ご家族やボランティアの皆様にも安心して利用できる様な施設づくりを継続していきます。詳細は各セクションの事業目標を掲げましたので、達成に向けて職員一丸となって職務に励んでまいります。

社会福祉法人 八広会

「経営理念」

1. 開かれた施設、選ばれる施設を目指します。(私たちは、地域の皆様から信頼される施設づくりに努めます)
2. 利用者の皆様の権利を尊重し、健全で安らかな生活が営める施設を目指します。(私たちは利用者の皆様のニーズを大切にし、快適で安全な生活ができるよう福祉サービスを提供します)
3. 愛情・誠意・研鑽 (私たちは3つの誓いを胸に、より良い福祉サービスを行います)

◎社会福祉法人 八広会 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会

○理事長 阪本和男 理事 5 名 監事 2 名 評議員 7 名

(審議事項)

- ・ 事業計画・予算の審議
- ・ 事業報告・決算報告
- ・ 監事監査報告 など

令和4年度・各事業の年度目標と各部署の目標

◎特別養護老人ホーム

(年度目標)

- (1) 稼働率 98%達成と広報活動の活性化
- (2) 感染症対策の徹底
- (3) 倫理マナーと言葉遣いの徹底

(重点実施項目)

○介護課

2階、3階、4階

- (1) 稼働率 98%達成する
介護技術、知識の向上、福祉機器の使用等にて安心、安楽な介護サービスを提供し、利用者様の生活を安定させる。
- (2) 感染症対策の徹底
新型コロナウイルス等感染症を施設内に持ち込まない、クラスター化させないよう環境整備、職員含め体調管理する。
- (3) 接遇マナー向上
利用者の尊厳を守り、家族や外部からの信頼感、信用の向上、職員同士のコミュニケーションを円滑にする。

施設ケアマネジャー

- (1) ケアプランにおいて入院要因を積極的に取り上げ強化する。
- (2) 3密状況を作らない会議等業務の徹底。
- (3) 標語による具体的な倫理マナーと言葉遣いの徹底。

統括

- (1) 感染症対策の環境整備を継続して支援する
- (2) 接遇マナー向上
- (3) 記録類の電子化の活用

○医務課

- (1) 不調時早期に担当医と連携する事で入院予防を行い、ご家族にも安心して頂けるよう努める。
- (2) 3つのマナーの徹底を行う（マスク、手洗い、フェイスシールド）
- (3) 研修を行う

○生活相談課

- (1) 稼働率 98%達成と広報活動の活性化
- (2) 感染症対策の徹底

(3) 倫理マナーと言葉遣いの徹底

○栄養課 ※デイサービスも含む。

- (1) ミールラウンドによる喫食率の上昇と、ブログでの広報活動。
- (2) 感染症発生時の食事対応の確認と周知の徹底。
- (3) ビジネスマナーを身に着け、顧客対応を学ぶ。

◎デイサービス

(年度目標)

- (1) 利用者定員を25名に戻す為に広報活動を活発化させる
- (2) ニーズの発掘と新たなサービスへの取り組み
- (3) 業務改善における効率化

(重点実施項目)

- (1) より広い地域の方へ、デイサービスの様々な活動を知って頂くため、居宅事業所以外にも、地域の老人会や町会などへ広報誌をお渡しするなどを行っていく。
- (2) 脳トレ分野の新たな取り組みと、ニーズの多い入浴時間の拡充を行う。
- (3) ご利用者の要介護の場面が以前よりも多くなっているため、介護技術の向上と福祉用具を活用して、ご利用者と職員の負担軽減と安全向上を行っていく。

◎居宅介護支援事業所

(年度目標)

- (1) 給付実績90%以上にする為に広報活動を活発化させる。
- (2) ケアマネジメントと業務効率化の向上。
- (3) 事業所の整理整頓

(重点実施項目)

- (1) 利用者への定期的な安否確認を実施して状態把握に努めるとともに、包括等各関係機関に営業し、新規の契約者を適宜追加する。
- (2) ケアマネジメントと業務効率化の向上に資する研修等に参加し、能力向上・維持をはかる。
- (3) 机上や引出し等の整理整頓に努める。
毎月の報告書の整理を行う。

◎ヘルパーステーション

(年度目標)

- (1) 稼働件数の向上の為のヘルパー獲得と広報活動。
- (2) ワンコインサービスの充実
- (3) OJT の充実による幅広い利用者への対応を出来る環境作り。

(重点実施項目)

- (1) 稼働件数向上の為に、現在のサービスを見直してニーズの発掘・新規獲得して、稼働件数の向上を図る。ブログを利用して広報活動を行い、ヘルパー獲得にも繋げる。
- (2) 介護保険では賄えない、ちょっとした地域の困りごとに対応していく。
- (3) 認知症対応や声かけの仕方（接遇）等の会議や、同行訪問をして幅広い利用者への対応を出来るようにする。

◎事務管理部

(年度目標)

- (1) 無駄のない感染症対策物品の管理を連携して行う
- (2) 未収金の回収徹底
- (3) 申請書類等の管理強化

(重点実施項目)

- (1) 無駄のない感染症対策物品の管理を連携して行う
- (2) 未収金の回収徹底
- (3) 各種申請書類の管理を確実にし、重複した書類を削除する

特別養護老人ホーム和翔苑

概要（各事業共通）

1. 施設の名称および所在地

名 称： 特別養護老人ホーム和翔苑

所在地： 墨田区八広6丁目55番17号

2. 設置主体及び経営主体

社会福祉法人八広会

3. 定員

特別養護老人ホーム和翔苑 … 90名

ショートステイ … 10名

4. 施設の概要

①敷地の面積 2,024.05㎡

②建物の規模 建築面積 1,281.71㎡

延床面積 4,681.58㎡

③建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階、塔屋1階

④開設 平成11年4月1日

⑤設備内容

<地下1階> 浴室3（一般浴・機械浴・チェアー浴）、洗濯室、機械室

<1階> デイサービス、事務室、厨房、会議室、ボランティア室、和室

<2階> 居室4人部屋（9）、1人部屋（2）、食堂、医務室、機能回復訓練室、介護職員室

<3階> 居室4人部屋（6）、2人部屋（2）、1人部屋（3）、食堂、介護職員室、テラス

<4階> 居室4人部屋（6）、2人部屋（2）、1人部屋（3）、食堂、介護職員室

5. 職員の構成

施設長、事務員、管理栄養士、生活相談員、医師（非常勤）、機能回復訓練指導員兼マッサージ師、看護及び介護職員（常勤換算38名以上）、介護支援専門員、調理師（委託）

6. 協力病院

社会福祉法人恩賜財団済生会向島病院（総合病院）

医療法人社団仁寿会中村病院（総合病院）

医療法人社団正和会平野診療所（内科） こくほ内科クリニック（内科）

事業実施計画

◎事業目的

特別養護老人ホーム和翔苑は、利用者の皆様がこれまで自宅で生活されてきた“その人らしい”自立した生活が継続して営めるよう援助（介護、相談、社会生活上の便宜、機能訓練、健康管理等）することを目的とする。

◎事業内容

《個別援助計画に則ったサービスの提供》

利用者個々の個別援助計画である「施設サービス計画書」に基づいたサービスの提供を行う。また、日常のサービス場面での気づきやご利用者のご希望などをケース会議や日々の業務の中で臨機応変に見直しを行い、介護計画及びそれに沿ったサービスの向上に努める。

○ 援助目標・援助内容を明確にする

- ・アセスメント（現状の分析）に基づき、その人らしい自立した生活が送れるよう、個々に必要な援助の役割を明確にする。
- ・職員個々が質の高い一定のサービスを提供できるよう、援助目標、援助内容を明確にする。

○ ご利用者個々の尊重

- ・個別援助計画は利用者のために作成するものであることを再認識し、利用者個人並びにご家族の意見を反映させる。
- ・「高齢者の方々は人生の大先輩である」という事を常に念頭に置き、利用者がこれまでの人生で行ってきたその人らしい生活を尊重し、施設の中においても出来るだけ以前の生活に近づけるように努める。

《リスクマネジメント及びサービスの標準化への取り組み》

○サービス品質維持・向上並びに問題点の是正のためのシステム運用を推進しつつ、業務効率化や標準化の為にIT化を行う。

問題が生じた時は手順に問題が無いのか、もしくは手順が適切に守られていないのか、のどちらかが殆どの原因であるため、特に安全性の向上において以下の分析を行う。

○リスク管理の徹底

身体あるいは判断能力が充分でない方々の援助を行う施設において、事故の発生するリスクは、あらゆる場所、あらゆる時間帯に満ちている。そのため、リスク管理については特に慎重かつ入念に行う。

また、サービス業としての自覚を持ち、ご利用者やご家族などへの接遇の向上も継続して重視していく。

◆予防（ヒヤリハット活動）

「ヒヤリハット報告書」により、各職員が日常の業務において気付いた様々な危険因子を収集し、事故防止対策委員会や随時の現場間の連携で大きな事故への遮断をしていく。

ヒヤリハットで挙げられた事例からの「～強化取り組み週間」や職員の気付き力を向上させる「KYT 活動」も継続していく。

◆再発防止

発生した事故・ミス等については、「事故・軽微報告書」により状況・原因の分析、是正策の立案・実施および実施後一定の期間をおいてからの改善方法が妥当かの評価を行う。

※特に事故防止委対策委員会を中心に、ヒューマンエラーで終わらせない原因分析とそこからの改善の実践に力を入れていく。

《職員研修の充実》

○職員の教育・指導

研修委員会の管理による苑全体及び個々の職員としての能力向上のため、内部・外部研修への企画・参加を積極的に行っていく。

（予定内容）介護技術、接遇、感染症対策、高齢者虐待防止、最新の介護保険情報、各専門職向けの研修、職員のストレスケア、入職期間に応じた研修 等。

◆各種勉強会

内部で実施するものや外部研修参加者による報告会・資料配布、勉強会などを実施して、得た情報の共有を行っていく。

《設備面・防災活動》

○施設整備保守点検・環境整備

安全で快適な施設環境を維持するため、電気設備・エレベーター設備・消防設備・空調設備・水道設備・浴室設備・洗濯設備・厨房設備・車輛・医療機器・各種備品の保守点検、修理修繕並びに害虫駆除・定期清掃（床面、窓ガラス、配水管、照明器具等）など環境整備を、職員の日常業務並びに外部業者への委託により、計画的に実施していく。

また、利用者へのより良いサービス提供実施の前提となる、職員の適切な作業環境の維持のため、産業医・衛生管理者を含めた労働安全衛生委員会を中心に向上を行っていく。

○防災対策

万一の災害に備え、利用者を安全に避難誘導するための防災訓練を、毎月実施する。また、大震災の教訓を活かして、火災訓練と共に地震訓練も見直しを行う。

※防災委員会を中心に防災全般（火災の早期発見・通報・消火活動・避難救出）についてのより実践的な知識・技術の習得を図る。

※水害（川の氾濫、局地的豪雨による冠水）を想定した訓練を行う。

※地域との防災訓練は年2回。又消防署との連携も例年以上に積極的に働きかけていく。

《娯楽の提供》

ご利用者の機能・ニーズに応じて、レクリエーション、クラブ活動、季節の行事などの場を設け、また外出の機会をできる限り多く設定する。

※家族会の協力を頂き、幅広い内容を提供できるようにしていく。

○ 行事（今日現在コロナ対応で休止）

日常のなかで、季節感、慣習に配慮した行事を実施する。

	内容	場所
4月	花見	吾嬬西公園
7月	八広西八町会の盆踊り	吾妻西公園
8月	納涼祭	苑内1階
9月	敬老会	〃
12月	お楽しみ会	各階
1月	獅子舞	苑内
2月	節分	苑内

○レクリエーション：音楽療法、誕生会、中原寺の住職による法話、アニマルセラピー、デイ合同レクなど。

○クラブ活動：書道クラブ、フラワーアレンジメント、絵手紙など。

《健康管理》

ご利用者の健康及び体調の変化について看護師を中心に各部署の職員で連携を取り適宜支援する。ご利用者や入所待機者の介護度重度化及び医療処置の必要性が高まる事が予想される為、これまで以上に医療機関との連携も図っていく事も必要となる。

また、医療処置が必要となり、医療施設などへの転院が必要になった際の転院先探しの協力を継続して行っていくと共に、利用者やご家族の意向を踏まえながらターミナルケアを実施して行く。身寄りの無い利用者に関してはご本人の意思やこれまでの経緯を踏まえながら各セクションで連携を取りながら実施する。

○ 健康診断・予防接種の実施

利用者健康診断並びにインフルエンザの予防接種を秋に行う（毎年１１月頃に実施）。また、高齢者に多い肺炎予防を目的に、肺炎球菌ワクチンの予防接種実施を行う。

○ 日常の健康管理

- ・利用者の毎日の食事摂取状況、排泄状態をチェックし、適宜バイタルサインと共に利用者の声を聞く
- ・定期的な体重チェックを行う
- ・カテーテル等を留置している本人、カテーテルの状態、挿入部の状態をチェックする
- ・下剤使用者等の排便コントロールを行いながら、少しずつ下剤を使用しない取り組みも行っていく。
- ・外傷等があれば、それに応じた処置を行う。又、その為の物品整理、在庫、消毒等の確認を月１回行っている

○ 受診・検査・処方

- ・定期的に病院、診療所などでの検査、処置、処方を受ける。内容確認し実施する事で安心かつ安全な治療が受けられる環境を向上していく。
- ・ご家族の協力も必要となる事がこれまで以上に増える事が予想されるため、ご家族との連携についても状況を配慮した上で、協力を依頼していく。
- ・病院、クリニックとの情報交換、現在、今後について検討して、各必要部署への伝達、報告にて情報を共有する。

○ 往診

- ・医師（歯科を含む）への往診依頼をしている。その都度情報収集を行い、報告、指示を受けて再確認、実施する事で健康の保持、増進に努める。

○ 体調変化の早期発見

- ・日々の観察、情報を元に、視診、聴診、触診、問診、打診などによる全身状態の把握をした上で早期発見を心掛ける。必要に応じて、受診の相談を行い、担当医へ連絡して指示をもらう。

○ 申し送り、記録

- ・看護記録に状態を記入し、引き継ぐ事で伝達する。それによって、疾病の動きが把握でき、継続したケアを確認する事で、疾病の管理を行う。

※ショートステイのご利用者についても上記の通りであるが、特に新規の本入所の方と同様に、ご利用前の情報を連携して出来るだけ収集して把握しておく。また、ご利用中のご様子を必要に応じてご家族や在宅のケアマネジャーへ随時報告していく。

《機能訓練の充実》

ご利用者の身体機能の維持、向上を目標とし、機能訓練指導員にて訓練を行う。実施にあたっては、個別機能訓練計画書を作成し、計画書に基づいた訓練を実施する。又、定期的な評価を行い、身体機能の変化を把握し、変化に応じた計画の見直し及び、実施を行う。

実施した内容については、業務日誌と個人別実施記録への記入を行い、状態、状況の管理を行うと共に、各職種が共有できるよう努める。

又、訓練を実施するにあたり、身体面及び、精神面での関わりを含め、介護課リハビリ委員を中心に、各職種との連携を図りながら実施していく。

《身体拘束の廃止》

平成 14 年度より、身体拘束廃止委員会を中心にした身体拘束廃止の取り組みを継続して行っている。例外措置としての、ご利用者本人および他の利用者の生命または身体が危険に晒される度合いが著しく高い場合について①他に代替する介護方法がない、②一時的、③家族の同意があるとき、の 3 つの条件が満たされる時を除いて拘束は行っていないが、止むを得ず実施している場合でも、観察を続けていき、解除できるように働きかけていく。

なお、拘束を外すことにより想定できる転倒転落などの危険に対しては環境整備の向上による怪我の予防と共に、万が一転倒された場合の為に事前にご家族へリスク説明でご理解頂き対応していきます。

《地域に開かれた施設へ》

○ 地域交流促進

継続して地元の保育園・幼稚園・学校や町内会の活動、との関わりを家族会の協力を頂きながら深めていく。施設行事、地域行事の相互の連携・連帯を通じ、開かれた施設作りを進めていく。

○ ボランティア受け入れの強化

- ・ ボランティア希望者がいつでも気軽に参加できる、開かれた施設運営を目指す。
- ・ ボランティアと利用者の交流を深め、地域とのつながりを強固なものにし、地域に根差した運営が行えるよう努める。
- ・ ボランティア委員会が中心となり、ボランティア参加者拡充のために、年間を通じ各種広報活動の展開を継続していく。
- ・ 例年通り、実習生や学校との「交流ボランティア」および「課外奉仕活動」の一環としての施設訪問については、積極的に受け入れていく。

《クレームからの改善》

直接頂いたクレームは勿論のこと、利用者の何気ない一言や面会に訪れた家族との会話の中で職員がクレームに相当する部分を敏感にすくい取り、「事故・軽微・ヒヤリハット報告書」などの運用によりサービス向上に反映できるようにしていく。

また、年1回は利用者及び家族からアンケートを実施して、その結果も改善に反映していく。

※クレームをゼロにするのではなく、クレームやご希望を言って頂けて、その一つ一つに真摯に向き合っていく事を心掛ける。

《第三者評価事業への取り組み》

平成15年度に初の受審を行い、今年度も実施している。今年度以降も“福祉サービスにおける第三者評価事業”には、積極的に関わり、多面的に施設運営現況を捉えるよう努める。

これと同時に墨田区の介護保険派遣相談員事業の活用により、各サービスの客観的な評価を受けて、それについて把握をして改善に取り入れていく。

会 議 ／ 係・委員会活動

各係はそれぞれで開催する会議において決定した項目を、他の係、他の部署への連絡・連携を通じ施設全体に浸透させる。

尚、業務の円滑化のため、諸会議の見直し（開催の要不要を含め）を随時図っていく。

会議名	メンバー	目 的
全体主任会議	主任以上の役職者	部所間の情報交換
事故対策防止委員会会議 ※全体と各事業２開催	〃	安全性の向上、ヒヤリハット活動を含む事故予防対策について。
労働安全衛生委員会会議	〃	職員の労働安全衛生について。
感染症対策委員会会議	〃	感染症対策について。
年頭会議	全職員	年度目標の発表・年間スケジュール発表・人事発表など。
特養主任会議	施設長・介護統括主任・フロア主任・生活相談員・主任看護師・栄養士・施設ケアマネジャー	特養機能の調整。職員間意思疎通の円滑化。サービス内容の検討。
フロア会議	各フロアの介護職員	サービス内容の検討。特養主任会議への議案の検討。特養主任会議における決定事項の検討。
ケース会議	施設長・主任生活相談員・介護統括主任・看護師・栄養士・ケース担当者・マッサージ師・施設ケアマネジャー	ケアプランに関する討議、決定・確認。
給食会議	施設長・栄養士・給食業者・食事係	選択食・行事食の検討。嗜好調査の報告。献立の検討。クレーンなどの検討。
行事委員会会議	各フロアから１名（介護職員）	行事の企画と実施。行事内容の告知・報告。
レクリエーション委員会会議	各フロアから１名（介護職員）	クラブの企画・運営。新クラブの発足。日常のレク提案。
食事委員会会議	各フロアから１名（介護職員）	食事に関する提案、環境の整備を行い、楽しく食事が出来るように。
入浴委員会会議	各フロアから１名（介護職員）	入浴方法の検討。「入浴表」の作成・調整。浴室の物品管理。
排泄委員会会議	各フロアから１名（介護職員）看護師	排泄方法検討。排泄形態の提案。下剤の相談。排泄物品使用方法指導。
リハビリ委員会会議	各フロアから１名（介護職員）機能訓練指導員	リハビリプランの作成・見直し。
身体拘束適正化の為の委員会	介護職員、施設ケアマネジャー、マッサージ師	現場における身体拘束解除の取組み牽引。転倒・転落リスクの軽減。
褥瘡予防委員会	介護職員、医務課、栄養課、機能訓練指導員、相談課、施設ケアマネジャー	利用者の褥瘡に関する状況の把握と対策の検討する。

	—	
ボランティア委員会	委員メンバー、相談課	ボランティアの受け入れや活動に関する取り組み。
研修委員会	全体会議及び各セッションの会議	別途定めた研修計画に基づき進捗確認を行う。

《各係・委員会の活動計画》

行 事 委員会

(目標)

- 行事实施による、利用者の満足度の向上につなげていく

(活動予定)

- 三大多行事の企画、実施、統括（納涼祭、敬老会、お楽しみ会）

レクリエーション 委員会

(目標)

- ご利用者の方が充実した生活を送る事が出来るよう、空いた時間があればレクを提供し、ご利用者に楽しんで頂く

(活動予定)

- レク物品の見直し・七夕(七夕飾り、短冊の作成)、盆踊り、納涼祭、敬老会、お楽しみ会、お屠蘇、獅子舞、節分、お花見等の各レク企画と実施・クラブ活動補助

入 浴 委員会

(目標)

- 入浴時の事故防止
- 浴室内環境整備
- 新人の育成
- 安心、安全で快適な入浴の提供

(活動予定)

- 入浴形態や ADL 表の見直し・入浴時の事故防止について検討・浴室内大掃除と点検

食 事 委員会

(目標)

- 食事環境の整備
- 誤嚥等に気をつけ楽しく食事が摂取できるように努める

(活動予定)

- 口腔ケアについてのニヤリハット作成・ノロウィルス、インフルエンザ予防についてのニヤリハット作成・実施検討

排泄委員会

(目標)

- 利用者一人一人に合った排泄の提供
- 尿量、便の形状を調整し、失禁を減らす

(活動予定)

- 排泄に関する資料作成・研修の実施・排泄形態の見直し

リハビリ委員会

(目標)

- 現機能の維持と安定した生活の継続
- 各部署との連携を図りつつ、ADL の維持と変わらぬ苑の生活を送って頂く

(活動予定)

- 生活リハ取り組み・座位、臥床姿勢の安定の取り組み・安定した座位、臥床姿勢を取り組むための正しい物品の使い方を含めた研修会・定期的物品の点検

防災委員会 ※各事業共通

(目標)

- 大規模な災害に備えた準備と、職員間におけるルール作りを行う
- (活動予定)
- 各フロア防災訓練の実施・避難マニュアルの見直し・自衛消防訓練審査会参加・共用防災設備点検・防災備品の点検・各居室の耐震点検・合同防災訓練

身体拘束廃止委員会

(目標)

- 身体拘束廃止に向けた取り組みへの職員の理解度を向上させる
- (活動予定)
- 改訂マニュアルの周知・職員意識調査・不適切ケア研修・予防物品の適切な活用法・転倒転落事例検討・カンファレンス・身体拘束廃止啓蒙ポスターの掲示・転倒転落のメカニズム研修

褥瘡予防委員会

(目標)

- 褥瘡発生者に対するアセスメントの定期的な実施しリスクを把握する
- 褥瘡予防、悪化防止策を毎月確認する

(活動計画)

- 対象者とその対策の把握

事故防止対策委員会 ※各事業共通

(目標)

- ヒヤリハットから事故予防につなげる。
- 事故の原因分析と、そこからの対策の実施の向上。
- 各事業の委員会活動を活性化して、全体の委員会活動に集約する。

(活動予定)

- 事故事例、ヒヤリハット事例の振り返り、対策の効果を確認する。
- ヒヤリハット気づき活動（全職員で1件気づきを挙げる）。

感染症対策委員会 ※各事業共通

(目標)

- 全職員への感染症対策への知識、理解を高める。
- 職員からの感染だけではなく、ご利用者からの感染も予防する。

(活動予定)

- 食中毒、インフルエンザ、ノロウイルスなどの対策の実施と見直しなど。

労働安全衛生委員会 ※各事業共通

(目標)

- メンタルヘルスへの理解度を向上させる。
- 残業時間の減少。と作業環境の見直し
- 腰痛予防

(活動計画)

- 健康診断の実施、ストレスチェックの実施、腰痛予防の福祉用具の見直しなど。

研修委員会 ※各事業共通

(目標)

- 事業計画時に定めた研修計画をきちんと行えているかチェックし、進捗確認と妥当性の確認を行う。

短期入所生活介護（ショートステイ）事業（予防給付型含む）

○特養ホームと併設という環境を利点として、入所の方とも活動を通じて顔馴染みとなり、繰り返し利用して頂けるように努めていく。

○特養ホームと同様に安全性の向上をしていく：特に在宅から施設への環境の変化へ配慮する。

○また、ご利用期間中の娯楽の提供も、特養ホームご利用者と同様に行っていく。

○ご利用者及びご家族からの満足度アンケートを年１回は実施して、満足度の向上に繋げていく。

○サービス実施区域：墨田区、江戸川区、江東区、葛飾区、足立区、台東区

◎重度障害者緊急一時保護事業について

墨田区内に住所を有する重度身体障害者を介護する保護者が、疾病・事故その他により一時的に重度身体障害者介護が困難になった際、施設で保護し、重度身体障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

施設の性質上、高齢者が優先される中での可能な限りショートステイのベッド枠を利用し需要に応えていく。

食事の基本方針

1 食事の目的

①健やかな老後のための健康保持・増進を図る。

＊栄養量の確保・充足

＊バランスのとれた食事

②食べる楽しみを十分満たすように心掛ける。

＊高齢者の嗜好に合った献立を作成

＊行事食や選択食を取り入れ、日々の食事に変化をつける

＊適時適温給食の実践

③「食」を通して心身の自立への援助を行う。

＊食べたいという意欲を起こさせるような工夫

＊自分で食べられるような配慮

2 高齢者の特徴を考えた食事の方針（献立作成に当たって）

嗜好を十分に重視すると共に、食卓に家庭の味を盛り、できるだけ温かい家庭環境を作る努力をし、老後の食生活を明るく楽しいものにすることを目標に置く。

また、個々の利用者に対応した食事形態や食事の種類に関する準備に努める。

3 食事の提供

① 食対象人数

1回の食事でご利用者（ショートステイを含む）の朝食 90 名分・昼食 90 人名分・おやつ 90 名分・夕食 90 名分、デイサービス利用者の昼食 25 名分・おやつ 25 名分の食事を提供する。

② 配膳について

基本的には食堂で召し上がって頂き、体調などにより食堂に来ることができないご利用者には、居室にて召し上がって頂く。

（配膳時刻）

朝 食	7 : 30
昼 食	12 : 00
おやつ	14 : 30
夕 食	17 : 45

③食事の内容

利用者の健康と体力の維持増進を図るため、「日本人の食事摂取基準(2015年度版)」の基本的な考え方を踏まえ、朝食・昼食・夕食におやつを加えた1日4食にて、下記の基準を設定する。

- * エネルギー 1 4 0 0 ～ 1 5 0 0 kcal
- * たんぱく質 6 0 ～ 6 5 g
- * 脂質 3 5 ～ 4 0 g

栄養所要量に見合った量を摂取するために、個人の咀嚼力、嚥下力の状態に合わせ、常食・一口大・粗キザミ・キザミ・キザミ+ペースト・ペースト食など形態で提供する。食べにくいものは粗キザミ～キザミ+ペーストの方はやわらか食にて提供する。*やわらか食…歯茎で潰せるやわらかく形のある食事。

利用者の状態は日々変化しやすいため、食事内容がこれらに適しているか否かを定期的に把握し対応する。

また、必要に応じ治療食としてエネルギーコントロール食、塩分コントロール食、たんぱくコントロール食等を用意する。

④行事食

毎月1回、誕生日食・寿司の日・パンの日を提供する。

季節の行事や祭事など、季節感があり、良い刺激を与えられるものを提供する。
郷土料理の選択食や献立でいろいろな地域の食事を楽しんでいただく。

⑤選択食

利用者の嗜好を吟味した上、自らの意思で献立を選んで頂く趣旨の選択食を下記のように提供

特養…毎週金曜日に主菜の選択食を実施する。

ニーズに合わせ、随時選択の形態は検証・改善していく。

⑥給食会議

給食業務全般を検討し、記録を残す。各職種の参加をもとに、毎月1回開催する。
食事係り、管理栄養士、給食委託業者を中心に実施する。

⑦喫食率の向上を目的とした調査

○嗜好調査

毎週各フロアに食事に関する意見表を渡し、記入してもらい、1週間後に委託業者との話し合いの結果の返答を記入しコピーをフロアに渡す。またこれと並行して、管理栄養士および給食委託業者が聞き取り調査を実施し、結果を「嗜好調査フロア訪問記録」に記録する。

調査結果は、分析検討の後、献立および調理業務の改善に反映させる。

⑧材料管理

食材は、献立表および予定食数に基づき計画的に購入、その選定に当たっては、品質・安全性・予算等について十分に検討する。納品は検品することによって、鮮度・規格・数量等について厳重な検査を行う。納品後は、温度並びに衛生状況に留意の上、保管する。

⑨衛生管理

食品・施設設備は勿論、運搬・保管・調理等の過程においても充分衛生面に気を配る。厨房入口には殺虫灯を設置すると共に、毎月の殺虫消毒を行う。

また、職員の衛生教育も定期的に行う。

※ノロウイルス予防のため一年中厨房入り口と厨房エレベーター前に次亜塩素酸の消毒液を染み込ませたマットを敷き、温冷配膳車のタイヤを消毒する。

⑩保存食の管理

保存食は、50g以上を所定の容器に入れ、専用冷凍庫に清潔状態を保ち、2週間保存する。

⑪検食の確保

毎食、施設職員がもれなく検食を行い記録する。

⑫労働安全衛生

(1) 定期健康診断の実施

毎年1回定期健康診断を行う

(2) 検便の実施

管理栄養士、給食委託業者は、11月～5月は月1回・6月～10月は月2回検便を受ける。

⑬栄養指導

医師の判断で、利用者にとって必要であると認められた場合に実施し、記録は保存する。具体的で分かりやすい指導を心掛け、できれば家族を交えた形で実施する。

<実施内容>

- * 嚥下困難
- * 咀嚼障害
- * 治療食に該当する疾患
- * その他

⑭献立発表と口腔体操

昼食前に各階で献立発表を行う事で食事内容をご利用者へ伝える。その後に口腔体操を行い、誤嚥予防と共に楽しく食事をする準備をする。

⑮栄養ケアプラン

各部署と協力し個人に合わせた食事のプランを作成する。

高齢者在宅サービスセンター和翔苑（介護給付・総合事業）

■ 事業概要

I 通所介護事業

(1) 利用定員

1 日 20 名※総合事業（通所型サービス）含む

(2) 営業日と時間

- ・ 営業日 毎日 午前 8 時 30～午後 5 時 30 分
（サービス提供時間： 午前 9 時 00 分～午後 17 時 15 分）
- ・ 休業日 日曜日

(3) 利用回数

介護給付：ケアプランに基づき提供する。

総合事業 ： 要支援 1 の方：概ね週 1 回
 ： 要支援 2 の方：概ね週 2 回

(4) 基本事業

- ① 日帰り介護 全員対象
- ② 昼食サービス 全員対象
- ③ 送迎サービス 希望者のみ
- ④ 入浴サービス 受け入れ可能な範囲で希望者のみ

(5) サービス実施区域

墨田区、江戸川区、江東区、葛飾区

■ 実施体制

I 職員体制

- ・ 管理者 1 名 (常勤)
- ・ 生活相談員 1 名 (常勤) ※介護職で兼務 2 名 (常勤)
- ・ 看護師 1 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
- ・ 介護職員 3 名 (常勤) 3 名 (非常勤)
- ・ 運転手 4 名 (非常勤) 1 名 (常勤兼務)

II 通所介護計画書について

通所介護計画書は利用者の自立支援、家族支援のために身体的、精神的、社会的側面、また予防的視点からも要介護者等の主体性を重視した総合的な支援を具体的に進めていくための基本になるものである。これらのことを踏まえ、包括支援センターやケアマネージャーによる居宅介護計画書に基づき、通所介護計画を作成しサービスを提供していく。

また、随時ご自宅等訪問により通所介護計画書の説明を行い、サービスへの理解を得、ニーズに即したサービスができるよう努める。

■ 基本方針

- (1) 家庭に引きこもりがちなお利用者がデイサービスを利用することにより、生きがいの創造と自己実現ができるよう支援する。
- (2) 高齢者の心身の機能、そして個性を理解した上で援助することにより、心身の機能低下を防ぎ、健康の維持・増進を図る。また、残存能力の維持・向上を図る。
- (3) 利用者ひとりひとりの人間性を尊重し、常に敬いの心で接することにより、社会参加の少なくなってきた利用者の自己肯定感を取り戻し、存在感を意識できるよう支援していく。
- (4) 利用者への支援だけに目をむけるのではなく、その家族や関係者とも協力して支援体制を整え、利用者と家族双方の心身の負担軽減に努め、生活の質の向上・維持できるよう支援していく。
- (5) デイサービスで意図的にグループを作れるよう働きかけて、利用者の相互関係を作ることにより「人間関係」「社会性」の回復を図る。
- (6) 在宅での生活を可能な限り維持できるよう、関連機関と連携し、様々な情報提供や学習の機会を設ける。
- (7) 高齢者在宅サービスセンター和翔苑が地域の団体・機関の協力を得ることにより、在宅福祉の拠点として、開かれた施設となることを目指していく。
- (8) 入浴サービスやコミュニケーションの中で虐待が発見されることがあった際には、関係機関へ早期に報告し、ご利用者と家族の心情や環境を考え対応し、在宅生活をサポートしていく。

■ 事業内容

◆ 祝日営業実施

祝日の営業を実施しニーズに応えていく。

尚、祝日営業実施に際しては、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーや家族との連絡体制を整え、緊急の事態に備える。

◆ 日帰り介護

(1) 援助の視点

通所介護事業では、日常生活での『自立性』と『社会性』を取り戻す働きかけを重視する。加齢による精神的、身体的機能の低下は程度の差こそあれ、老人の特徴として受けとめ、利用者ひとりひとりが、生き生きとした生活を取り戻せるよう、支援していく。

(2) ご利用者への対応

① 対人交流の促進

社会参加の機会が少なくなっている利用者に交流の場を用意し、それぞれのプログラムを通して情緒の安定を図る。

② 個性

利用者ひとりひとりのペースに合わせて接することを心掛ける。作業の内容や進度に合わせてそれぞれ対応し、利用者がストレスやコンプレックス等を感じないように心掛ける。さらに、利用者同士もお互いにいたわり、助け合う気持ちが持てるように援助していくことを目標とする。

③ プログラムに参加できない利用者への対応

活動に上手く参加できない（したくない）利用者にも個々の働きかけを大切にす。利用者にとって安心できる居心地のよい環境を第一に考え、柔軟に対応していく。

④ 休養の重視

身体的障害・虚弱等の理由により生活上、不自由のあるご利用者一人一人の体力にあわせて休養やリラクゼーションを適宜取り入れていく。

⑤ 安全の確保

疲労への配慮、転倒防止等の安全確保に十分配慮する。また、家庭での状況に対する助言指導を行う。

⑥ 認知症の予防

認知症予防につながる活動プログラム（そろばんでの計算、複数の体操など、心身両方での働きかけ）を幅広く提供していく。

(3) 健康チェック・健康相談

① 看護方針

- ・ 利用者や家族と関係を築き、安心して利用してもらえるよう努める。
- ・ 慢性疾患等それぞれの症状や程度により、個々のレベルに合った援助に心掛ける。
- ・ 利用者個々の健康状態を把握しながら、活動を快適に過ごし、元気に帰宅出来るよう支援する。

- ・毎回のバイタルチェック、月一回の体重測定を行う。また、顔色、表情など全体的な反応などを通して観察や洞察に努める。
- ②介護者、主治医、関連部門と常に情報交換を行い、個々の病状把握や、合併症の早期発見に努める。
- ③看護師を中心に生活相談員、職員が利用者または家族からの健康相談にそれぞれ応じる。

(4) 日常生活活動 (生活リハビリ)

① 日常生活活動の意味

家庭生活において日常的に行う一連の活動(食事・排泄・入浴・歩行等)においては、通所中のあらゆる場面を活用して、維持を図るよう心掛ける。在宅生活をできるだけ長く維持していくことは日常生活活動の自立に負うところが大きく、利用者ひとりひとりにとってどのような援助が必要かを見極め、適切な働きかけをしていく。また、利用者が主体的に活動できる場を目指すことにより、消極的、依存的になりがちな生活から自信を回復し、役割の再獲得を目指していく。

② プログラムの中での工夫

体操(毎日の腰掛け体操、歌体操等)、レクリエーション、趣味・生きがい活動等を通して自然に身体を動かすことを目指す。

③ 利用中の動作

送迎バスの乗降、姿勢の保持、身支度、排泄、食事やお茶の時間における基本動作を通して本人の自発的な動作を促進できるよう支援を行う。

また、状態の変化に柔軟に対応し、無理なく安全に過ごせるよう配慮を行う。

(5) 趣味・生きがい活動

① 趣味活動の提供

利用者の日常生活がより快適で豊かになり、生きがいを見出せるよう様々な趣味活動の提供、援助を行う。同時に認知症の方を含め個別性を考慮し、かつ利用者自身のペースで参加できるよう配慮し介助を行う。

② 活動内容

様々な体操(認知症予防や誤嚥予防など)、ボランティアによる演奏会、そろばん脳トレ、回想法、ハンドベル、お話し会、書道、絵手紙、ちぎり絵、折り紙、レクゲーム、季節ごとの各種行事、保育園との交流など。

(6) 季節行事の開催

① 相互理解

利用者が普段の活動とは趣を異にするひとときを楽しみ、利用者同士相互理解が進むよう配慮する。また、利用者の新たな楽しみ、関心を引き出すように努める。

② 季節の行事・伝統行事の取り入れ

季節に合わせて行事を計画し、季節の移り変わりを感じ楽しめるよう援助する。また、伝統的な行事を行うことで、かつての記憶を手繰り、情緒の活性化を図る。

※節分、納涼週間、敬老週間、クリスマスなど。

◆昼食サービス

(1) 基本方針

「食べる」ということは利用者ひとりひとりにとって大きな楽しみである。利用者への給食サービスはメニュー、栄養バランス等を考慮し、健康を保つためにふさわしい食事をより安全に提供していく。

(2) 健康状態に合った食事の提供

加齢や疾病による身体状況の低下などによって咀嚼、嚥下能力が低下した利用者に対して栄養バランスや彩りなどを考慮の上、適切な食事形態で提供する。

(3) 栄養指導の実施

糖尿病、高血圧症等の慢性疾患を持つ利用者へは治療食の提供、栄養指導を行う。

(4) 管理栄養士および調理員の関わり方

管理栄養士及び調理員は利用者ひとりひとりの食事について把握するとともに、給食会議の意見を集約して、献立や調理に反映させ、質の向上に努める。また、昼食前にメニュー発表やおやつレクに参加することにより、ご利用者との積極的な関わり合いを持つ。

1) 送迎の目的

送迎サービスを行うことにより、利用者の自立心を促し外出しやすい環境を作る。また、家族の介護負担を少しでも軽減するのが目的である。

(2) 送迎にあたって

① 送迎車の使用

利用者が自宅からセンターへ通所するための送迎車を用意し、利用希望者を送迎する。

② 安全の確保

安全確保を第一に考え、利用者の身心の状態に配慮する。走行中は必ずシートベルトを着用し、職員が添乗する。また、救急に備え救急対応ができるよう、マニュアルを作成し教育する。

③ ご利用者・家族の負担を軽減

出来る限り「ドア to ドア送迎」を行い、柔軟な対応で家族の介護負担軽減に努める。

◆入浴サービス

(1) 援助の視点

入浴は清潔の保持、並びに皮膚病、褥瘡の予防だけでなく、全身状態の異変や虐待の早期発見にもつながる。また利用者の楽しみの一つでもあり、安全にゆったりと入浴してもらうことは快適な暮らしを保つ上で、重要なことである。会話や観察を通じて意識的にアセスメントを行い、介護情報提供、介護者への精神的な支援等の働きかけを行う。

(2) 入浴時の留意点

① 入浴前の観察と把握

- ・ 前回の記録を読み、情報収集を行う。(初回時は、訪問による情報で対応する。)
- ・ バイタルチェックを行い、一般状態の観察に努める。
- ・ 前回の入浴後の変化等介護者からの情報収集や観察に努める。
- ・ 食事、睡眠、排泄状態等をチェックする。

② 入浴可否の判断

各利用者のバイタルの平均値を把握し、主治医の見解をもとにして、入浴の可否を判断する。また、多少の体調変動は看護師等の判断で入浴の調整を行う。

③ 入浴中(浴室)の留意点

i 身体面の観察と状態の把握

全身状態の把握、褥瘡、浮腫、皮膚病の有無(特に麻痺部)

ii 入浴中の対応

- ・ 湯温の好みや、入浴の好き嫌い等本人の特性を把握し、言葉かけに努める。
- ・ 利用者の能力活用を支援し、手が届く部分は自分で洗い、衣服の着脱についても出来るだけ自分で行うことが出来るよう支援していく。

iii 入浴終了後の観察と対応

- ・ 疲労感等の様子観察を行う。
- ・ 必要に応じて看護的処置を行う。
- ・ 水分補給を行う。
- ・ 家族等へ観察事項の報告や助言を行う。

◆ 家族へのサービス

家族との連携・協力

(1) 初回訪問

利用開始に際しては、家庭訪問を行い、家庭での様子を把握するとともにデイサービスの説明を行い、利用に際しての理解を得るよう努める。

(2) 家族との連携・家庭訪問

利用者の家族とは、送迎時、連絡帳、電話連絡等により連携を図り、情報交換をしながら在宅での生活を支援していく。また、必要に応じて家庭訪問を行う。

◆ 生活相談

(1) 援助の継続性

利用者及び家族の状況の変化を利用経過の中で把握し、問題解決のための適切な援助を継続的に行うことにより、利用者が家族と住み慣れた地域で生活が出来るよう支援する。

(2) 援助計画

将来の介護状況を考慮しつつ、長期的な視野に立ち、常に状況を正確に把握し、援助計画を立て、サービスを提供していく。

◆ 関係機関との連携

(1) 他機関との連携・協力

介護保険制度の下、様々なサービスを利用している利用者にとって、他機関も含めた調整は、より円滑なサービス提供をしていくために必要不可欠なものである。医療保健分野の連携のみならず経済問題、住宅環境問題等複合する多様な問題に対応していくために、関連分野との関係を築くことが重要になる。

(2) 地域との連携・協力

地域は生活の基盤であり、高齢者在宅サービスを行う上で、地域との連携・協力は推進すべきである。地域団体・ボランティア等を積極的に取り入れ、生き生きとしたデイセンターづくりに努める。

◆安全性の向上

事故防止対策会議や日常でのヒヤリハット活動での気づきをご利用者の安全性の向上に繋げていく。

◆職員の質の向上

(1) 職場内外の研修

高齢化社会と施設の役割、高齢者心理、援助技術等の知識を深め、サービス向上に資する研修を実施する。また、外部研修への積極的な参加をはかる。

(2) ケース会議

必要に応じて実施し、ひとりひとりのサービスの見直しを行い、センターでの生活、また在宅生活の援助が適切に進められるよう努める。

(3) 職員会議

随時、会議を実施し、職種間、部門間の連携を図る。またこれを補うものとして、毎朝夕のミーティングを重視し、それぞれ連絡・情報の共有を図る。

(4) 防災計画

当センターの防災計画については、「和翔苑 消防計画」の中で対応し、利用者の安全を図る。なお、消防計画については特別養護老人ホーム和翔苑と連動させていく。

◆その他

(1) ボランティアについて

福祉現場のボランティアの役割は、ハードとソフト面の不足を補うという側面と同時に、外部からの係わりを取り入れることで、現場を活性化させる側面を持つ。このような意味で、当センターでは、ボランティアの受け入れを積極的に取組んでいく。また、在宅福祉を支える現場として、地域社会とをつなぐ掛橋として、ボランティア活動を支援していく。

(2) 実習生の受け入れについて

各養成機関からの様々な実習の依頼に対して、出来る限り受け入れていく方向で、それぞれ担当者と調整を図りながら進めていく。利用者にとっても新しいコミュニケーションの機会となるよううまく調整していく。

(3) 相談・要望等の対応について

様々な介護保険サービスが入り組む中、利用者、介護者からの疑問も多く、手続等疑問について相談にのれる体制を整えておくとともに、要望や、苦情についての相談には、迅速な対応が出来るよう心掛けていく。

和翔苑指定居宅介護支援事業所

■事業概要

在宅の要支援、要介護者等及びその家族からの介護に関する各種相談に応じ、在宅要介護者・介護者のニーズに対応し、かつ適正なアセスメントに基づいた各種の介護サービスが総合的に受けられるよう、各サービス事業者等との連絡調整を行う。

また、常にご利用者の立場に立ち、居宅介護支援サービスの提供がなされることを目的とする。

- ・ご利用者受入れ、アセスメントの実施、ケアプランの作成、サービス事業者の選定、サービス実施状況のモニタリングの実施。
- ・「介護予防（要支援１・２）」「総合事業」プランに移行するご利用者を始め、地域包括支援センターや他事業所へ担当移行等する場合の円滑な引継ぎ。
- ・身体的、精神的、社会環境的に異なる状況にある個々の利用者のニーズに応じ、適切なサービスを選択するために、地域のサービス資源について十分な知識を持ち、リアルタイムな情報の収集を行う。
- ・サービス計画書、給付管理票、サービス利用票、提供票の作成並びに管理を円滑・適正に行う。

今年度も法人サービス部門（デイサービス、ショートステイ、ヘルパーステーション）へサービスの発注を、特定法人集中減算に該当しないよう配慮しつつ、同時に提供サービスに関する状況確認を随時に行うことにより、当事業所が目指す“地域で最も信頼されるケアマネジメントセンター”へ向け、事業を進めていく。

また、「介護予防」「総合事業」プランの作成から請求までを地域包括支援センターが全般的に関与することにより、より一層中立公正かつ質の高いプランを求められると同時に、居宅事業所への公的評価、淘汰に直結することが予想される。事業維持に必要な給付実績件数に対する意識は必要だが、同時に自立支援に向けた質の高い居宅介護支援の提供と、包括的・継続的ケアマネジメントの強化が求められ、両者の均衡を図りながらケアマネジャーとしての専門性を高めていかなければならない。

○幅広い連携の確立

和翔苑の居宅サービス事業部門（デイサービス、ショートステイ、ヘルパーステーション）の他、他事業者、地域包括支援センター、かかりつけ医等と緊密なネットワークを構築して、広範囲からの連携を確立する。

○臨機応変な支援活動

ネットワークを活用した情報収集を行い、利用者にとって最善な在宅生活が営めるように、積極的に地域に出向き、ご利用者とその家族との連携を緊密にする。

○サービス提供内容の随時把握

少なくとも月に1回、利用者宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況把握の結果を記録する。

○職員の研修

専門的な知識、スキルの研鑽を行う。

ケアマネジャー現任研修を始めとして、各自治体やケアマネ連絡会、関係団体機関等で開催するケアマネ向けの各種研修などに積極的に参加し、ケアマネジャーとして必要な技術の維持・向上に努める。

○定期的なサービス担当会議の開催

各サービス事業者が適切なサービスを居宅サービス計画に基づいて行っているかにつき、状況確認をする。また、この会議において各サービス事業者からの専門的なそれぞれの意見・情報・報告事項等を総合的に検証してサービス計画を決定する。

○公平・中立なケアマネジメント業務の遵守

利用者のニーズや状態に即したケアプラン作成のためにも、和翔苑の居宅サービス事業部門のみならず、適切な判断による他のサービス事業者の利用も行なう。

○個人情報保護の徹底

ケアマネジャーの保有する利用者の個人情報膨大である。日常業務の中に漏洩のリスクが常に潜んでいることを念頭に置きながら、事業所として万全の予防策を講じる。

■ケアマネジャー人数

2名（令和4年3月時点）

■ケアプラン作成目標件数（提示された適正件数）

1ヶ月78件（1人39件） 予防プラン件数含む

※要支援プラン 1人＝0.5件換算

※担当件数1人40件以上から減算に該当

■サービス区域

墨田区・江戸川区・葛飾区・江東区・台東区・荒川区

ヘルパーステーション和翔苑

■事業概要

- 要介護者等利用者の心身の状況およびその置かれている環境等に応じ、またその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に亘る援助を行う。
- 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービス・地域の住民との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

■事業の内容

介護保険サービス

- ◇ サービス内容： 身体介助（食事介助、排泄介助、入浴介助・清拭介助、着替え介助、体位交換、通院介助等）
生活援助（食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等）

◇介護保険外サービス

介護保険ではまかなえない部分については、自費のサービスを行う。

- ◇ サービス提供時間： 無休 7：00～23：00
- ◇ 事業所営業時間： 無休 8：45～17：45
- ◇ サービス実施地域： 墨田区、葛飾区、江戸川区
- ◇ 職員人員：
 - ・管理者 1名
 - ・サービス提供責任者（常勤・専任） 2名
 - ・訪問介護員等 常勤換算2.5名以上（サービス提供責任者含む）

■事業実施計画

◎ 稼働件数の向上の為にヘルパー獲得と広報活動。

稼働件数向上の為に、現在のサービスを見直してニーズの発掘・新規獲得して、稼働件数の向上を図る。ブログを利用して広報活動を行い、ヘルパー獲得にも繋げる。

◎ ワンコインサービスの充実

介護保険では賄えない、ちょっとした地域の困りごとに対応していく。

◎ OJT の充実による幅広い利用者への対応を出来る環境作り。

認知症対応や声かけの仕方（接遇）等の会議や、同行訪問をして幅広い利用者への対応を出来るようにする。

◎ 日常生活支援総合事業

日常生活支援総合事業を今年度も受けていく。大手の事業者が受けていないこともあり、

日常生活支援総合事業を積極的に受ける。

◎多職種との連携

地域包括ケア会議や地域のイベントに積極的に参加していく。顔の見える関係性を構築して、稼働件数の向上にもつなげていく。